

（固体燃料を使用する器具）

第23条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（1）火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

（2）置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、一部改正〔昭和24年条例第26の3号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕

【趣旨】

本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火鉢、七輪、バーベキューこんろ、置ごたつ等の器具の取扱いの基準について定めたものである。

固体燃料を使用する器具については、近年、見かける機会が少なくなっているが、これについては、住宅構造の変化、生活様式及びエネルギー構造の変容により、使用に際して便利かつ火災予防上安全性の高いものが市民生活の中に普及してきた結果である。しかし、炭焼きによる独特の風味を味わう飲食店で使用されるものや、茶道用として使用されるものなど、他の燃料では代替できない固体燃料の特性を生かした場面においては、固体燃料を使用する器具が使用されている状況にある。このことから、昭和23年の条例制定時に本条が設けられたものである。

【解説】

1 固体燃料を使用する器具による火災危険（例）

固体燃料を使用する器具を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	バーベキューこんろで使用した炭を火消つぼに入れる際、残った火種がウッドデッキにこぼれたことで飛び火し、炎が上がらず煙だけが上がり続ける無炎燃焼の状態を継続して火災化する。	・不燃性の床上で使用する こと。
□	長年にわたり、炭火こんろを厨房の壁に近接した状態で使用していたため、壁の中の木材が加熱による熱分解により炭化が進行し、多数の小さな穴が空く多孔質化した状態になり、低温着火によって火災化する。	・周囲の可燃物との離隔距離 を確保すること。
□	炭焼きグリルの炭火が下引き排気ダクト内に引き込まれたことにより、堆積していた油かすが引火し、火災化する。	・器具の周囲の整理、清掃を すること。

固体燃料を使用する器具による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該器具を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 固体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第1項関係）

- （1）第1号は、固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するために規定したものである。底面過熱を避ける方法例としては、火鉢直下の床、畳又は手が触れても熱く感じない程度に空間をとり、又は砂、灰等を入れることが考えられる。
- （2）第2号は、固体燃料を使用する置ごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するために規定したものである。固体燃料としては、木炭、炭団（たどん。炭の粉末を

【第23条（固体燃料を使用する器具）】

フノリなどの結着材と混ぜて団子状にして乾燥させた燃料のこと。）等が想定される。

3 その他固体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第2項関係）

第1項に定めるもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第22条（液体燃料を使用する器具）第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第22条【解説】を参照すること。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第22条第1項第1号関係）
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第2号関係）
- (3) 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第3号関係）
- (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。（第22条第1項第4号関係）
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。（第22条第1項第5号関係）
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。（第22条第1項第6号関係）
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。（第22条第1項第7号関係）
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第22条第1項第8号関係）
- (9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第22条第1項第9号関係）
- (10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。（第22条第1項第9号の2関係）

4 離隔距離（別表第3関係）

条例に定める固体燃料を使用する器具の離隔距離は、下表のとおりである。

種類		距離（センチメートル）			
		上方	側方	前方	後方
移動式ストーブ	固体燃料	100	50 注	50 注	50 注
移動式こんろ	固体燃料	100	30	30	30

注) 方向性を有するものにあつては、100センチメートルとする。

備考 「固体燃料」とは、種類欄に掲げる器具が、固体燃料を使用するものである場合をいう。